

2023年度 埼玉県第4種サッカーリーグ戦 実施要項

Treasure League

- 1 目的 小学生年代の少年少女に対し、サッカーの楽しさ・興味・関心を醸成するとともに粘り強さ・技術の向上・心身の健全な発達を図る。併せて、年齢に見合った指導とM-T-Mメソッドの指導法により、バランスのとれた選手及び指導者の養成を目指す。
- 2 主催 公益財団法人 埼玉県サッカー協会
- 3 主管 公益財団法人 埼玉県サッカー協会第4種委員会
- 4 運営 東西南北各地区運営委員会
- 5 後援 埼玉県/NHKさいたま放送局/テレ玉/FM NACK5/埼玉新聞社
- 6 協賛 埼玉縣信用金庫/ミズノ/Panasonic/MCCスポーツ(株)/コカ・コーラボトラーズジャパン
- 7 特別協力 浦和レッドダイヤモンズ/大宮アルディージャ
- 8 期 日 (1) 4月9日(日)から10月1日(日)の間とし、4月から6月を前期、7月から10月を後期に区分しての実施を基準とする。
(2) 各地区は、前(1)の期間内で月1日から3日のマッチデーを設定して行うものとする。
(3) 前(2)のマッチデーは、4月9日・4月16日・5月7日・5月14日・6月4日・7月2日・9月3日・9月10日・9月17日・10月1日を基準として、各地区の実情に応じて設定するものとする。
- 9 会 場 県内各会場
- 10 参加資格 (1) 2023年度日本サッカー協会第4種に加盟登録したチーム(以下「加盟チーム」)であること(準加盟チームを含む)。
2023年3月5日(日)までに継続登録申請又は新規登録申請を完了し、さらに、同年3月15日(水)までに承認済であること。
(2) 前(1)に所属する選手であり日本サッカー協会発行の第4種の選手証を有する者で、かつスポーツ安全傷害保険に加入済であること。
(3) 登録選手は8人以上とし、登録要領等は別紙第1「選手登録について」による。
(4) リーグ戦に参加する選手の登録は、8(1)の前期開始前とし、リーグ戦開始後の移籍については6月1日から6月30日の間これを認める。移籍した選手の出場は後期からとする。ただし、転校又は転居等に伴う移籍登録選手で、各地区運営委員長長の承認を受けた選手はこの限りではない。(細部:別紙第1「選手登録について」)
- 11 参加チーム (1) 次の条件のすべてを満たす加盟チームは2チームの参加を認める。
 - ① 前10(1)の継続登録又は新規登録申請の時点で、17人以上の6年生の登録申請があること。
 - ② エントリー表提出の時点で両チームに1人以上の6年生を選手登録し、さらにリーグ戦の終始を通じて両チームに1人以上の6年生の選手登録を継続すること。
 - ③ エントリー表に記載した選手は、8(1)の前期対戦中又は後期対戦中でのチーム間の入れ替えがないこと。(前期対戦終了から後期対戦開始までの間での入れ替えは認める。)
 - ④ エントリー表・メンバー表に記載する監督・役員(指導者)は重複しないこと。
 - ⑤ 有資格審判員を2人以上帯同できること。(2) 少人数のため、単独では活動出来ないチームへの救済措置として、次の条件のすべてを満たす場合に限り、10(1)の資格を有する加盟チームの合同チームでの出場を認める。
 - ① 2チームまでの合同とすること。(同一地区内を原則とする。)
 - ② 両チームとも当該学年とその下の学年の選手を合わせても8人に満たない場合
 - ③ 地区運営委員会での承認が得られること。

- 1 2 大会形式 (1) 参加全チームを東西南北の区分を基本とし、9チーム(基準) / 1ブロックで5 2ブロックに分けてホーム&アウェー方式でのリーグ戦(各2対戦)
- (2) 各地区のブロック数は、東部1 1、西部1 3、南部2 1、北部6、少女1とする。
- (3) 順位の決定方法は、勝点(勝ち3点・引き分け1点・負け0点)により勝点の多い順に1位~3位を決定する。
- 同勝点で1位~3位が決定しない場合は、原則として再試合による。ただし、やむをえない事由により、各地区運営委員長の承認を受けた場合は、出場中の競技者3人によるペナルティマークからのキック又は抽選によることができる。
- (4) 何らかの事情により、期間途中でリーグ戦が中止となった場合の対応は、埼玉県サッカー協会第4種委員会にて協議し決定する。参加チームはその決定に従うこと。
- 1 3 競技規則 実施年度の日本サッカー協会競技規則および8人制サッカー競技規則による。
- 1 4 大会規定 以下の項目については、本大会の規定を定める。
- (1) 競技のフィールド
- 競技のフィールドは6 8 m×5 0 mを基準、ゴールは5 m×2. 1 5 mとする。
- その他のサイズについては、8人制サッカー競技規則による。
- (2) 試合球
- 試合の使用球はミズノ社製4号J F A検定球とする。
- (3) 競技者の数
- ① 1チーム8人の競技者によって行い、競技者のうち1人はゴールキーパーとする。
- 6人以上で試合は成立とする。
- ② 退場者が出た場合は、交代要員の中から競技者を補充することができる。
- ③ 交代要員の数は、1 2人以内とする。
- (4) ベンチ入りするチーム役員の数
- ベンチ入りできるチームの役員は、監督・役員(指導者) 2人以上5人以内とする。
- (5) 競技者の用具・ユニフォーム
- ① 日本サッカー協会のユニフォーム規程に基づいたユニフォームを使用しなければならない。
- ② 本リーグ戦に登録した正・副2組のユニフォーム(シャツ、ショーツ、ソックス)を、試合会場に持参し、着用しなければならない。
- なお、正副の2色については明確に異なる色とする。
- ③ 主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており、判別しがたいときは、両チーム立ち合いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- ④ 前項の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- ⑤ 選手の用具の運用については、下記のとおりとする。
- ・ソックステープ等の色は問わない。
 - ・アンダーシャツの色は問わない。但し、チーム内で同色のものを着用する。
 - ・アンダーショーツおよびタイツの色は問わない。但し、チーム内で同色のものを着用する。
 - ・ユニフォームのデザイン、ロゴ等が異なっても、主たる色が同系色であれば着用することができる。但し、ビブス等は不可とする。
- ⑥ ポイント取替式のスパイクの使用は認めない。
- (6) 試合時間
- 試合時間は4 0分(前後半各2 0分)とする。
- ハーフタイムのインターバルは原則5分間とする。
- なお、天候により競技時間内に、飲水タイムまたはクーリングブレイクを実施する。

(7) 選手交代

各試合のメンバー（20人以内）の範囲内で自由な交代とし、交代ゾーンを使用する。

- ①交代は、主審の承認を得ることなく、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中に関わらず行うことができる。
- ②ゴールキーパーの交代は、ボールがアウトオブプレーのときに、主審に通知し、主審の承認を得て行う。なお、交代して退くゴールキーパーは、境界線の最も近い地点からフィールドの外へ出なければならない。
- ③ゴールキーパーとフィールドプレーヤーの入れ替えは、アウトオブプレーとなった時に、主審に通知し、承認を得て行う事が出来る。
- ④交代で退く競技者が負傷している場合は、主審の承認を得た上でどこからフィールドを離れてもよい。

(8) キックオフから直接得点することはできない。キックオフからのボールが直接相手ゴールに入った場合は相手チームのゴールキックで再開する。

- 15 選手証 各チームの登録選手は、日本サッカー協会の選手証を持参しなければならない。ただし、写真貼付により、顔の認識が出来るものであること

※原則として、「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したものとする。

(スマートフォン等での提出は認めない。)

- 16 表彰 各ブロック1位・2位・3位チームを表彰する。

- 17 表彰式 詳細については、別に示す。

- 18 代表権 (1) 各ブロック1位チームを第17回埼玉県第4種サッカーリーグ選手権大会（以下「選手権大会」という。）の出場チームとし、その実施要領は次の大綱に基づき別に示す。

・適用する競技規則は、前13・14に同じ

・リーグ戦最終版のエントリー表に記載されていない選手は参加できない。

- (2) 各ブロック1位、2位、3位チームを「JFA第47回全日本U-12サッカー選手権大会埼玉県大会」（以下、全日本大会という）の出場チームとする。その実施要項は別に示す。

なお、11(2)の合同チームとして当リーグ戦に参加したチームは、全日本大会決勝大会の出場要件である、単一加盟チームではないので、出場することはできない。

当該チームが1位、2位、3位に入った場合は、次位チームが繰り上がるものとする。

- 19 その他 (1) 参加チームは、前8のマッチデーでの対戦に努めるものとする。ただし、学校行事又はそれに準じる事由あるいは悪天候等によりマッチデーに対戦できない場合は、各地区運営委員長又はその指名する者の承認を受けて別日程で対戦することができる。

(2) 実施上の細部は「確認事項」による。

(3) 当リーグ戦の運営にあたっては、第4種委員会「サッカー活動の再開に向けたガイドライン」等を遵守の上、十分な感染予防を行った上運営のこと。

(4) 運営上の報告事項は別紙第2「報告事項一覧表」による。